

2025年度「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国 技術の国際実証事業」に係る第2回公募について

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
事業統括部



1. 事業概要	P 3 ～ 1 0
2. 応募要件及び実施項目	P 1 1 ～ 1 8
3. 応募方法	P 1 9 ～ 2 4
4. 採択先の選定	P 2 5 ～ 2 8
5. スケジュール等	P 2 9 ～ 3 2
6. 補足	P 3 3 ～ 4 1

※本資料内容の詳細については、必ず別途公募書類一式にてご確認ください。

1. 事業概要



事業の目的



- 我が国が強みを有するS+3E（安全性、安定供給、経済性、環境適合）の実現に資する技術を対象に、我が国と環境が異なる海外での実証を通じて、当該技術の開発に資するとともに有効性を示し、国内外での普及に結び付ける。この取組を通じて、**我が国のエネルギー関連産業の普及展開、国内外のエネルギー転換・脱炭素化、我が国のエネルギーセキュリティに貢献することを目的**としている。
- 国内事業と同様に基本計画と実施方針（以下URLの最下部）で目的や方法などを定めている。
https://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00175.html

大規模ハイブリッド蓄電池システム実証（ドイツ）



10分間充電運行による大型EV
バス実証（マレーシア）



可搬型蓄電池シェアリング実証
（インドネシア）

余剰バガス原料からの省エネ型セルロース糖製造システム実証（タイ）



蓄電池の送電・配電併用運転実証
（米国）



欧州

米州

- レドックスフロー電池(アメリカ)
- 都市間EV充電所 (アメリカ)
- 省エネビル (アメリカ)
- ハイブリッドインバーター(カナダ)

- 地産地消型スマートコミュニティ(ドイツ)
- ハイブリッド蓄電池システム (ドイツ)
- 直流送電システム (イタリア)
- 空調デマンドレスポンス (ポルトガル)
- コージェネレーションシステム(ウズベキスタン)
- スマートコミュニティ (スロベニア)
- スマートグリッド(ポーランド)

北東アジア

- バイオエタノール(中国)
- 省エネビル(中国)
- エネルギーマネジメントシステム (中国)

中東・アフリカ

- 省エネ型排水再生システム(サウジアラビア)
- 省エネ型海水淡水化 (サウジアラビア)
- 省エネ型海水淡水化・水再利用(南アフリカ)

ASEAN

- 産業廃棄物発電(ベトナム)
- セルロース糖製造システム(タイ)
- EVバス運行システム(マレーシア)
- 新公共交通システム(フィリピン)
- 電動二輪車電池シェアリング (インドネシア)
- 圧縮天然ガス (CNG)車(インドネシア)

インド

- 大規模太陽光発電システム
- スマートグリッド
- 製鉄所エネルギーセンター
- グリーンホスピタル

※NEDO海外事務所が必要に応じて支援。

米州 (ワシントン、シリコンバレー)

欧州 (パリ)

インド (ニューデリー)

ASEAN (バンコク)

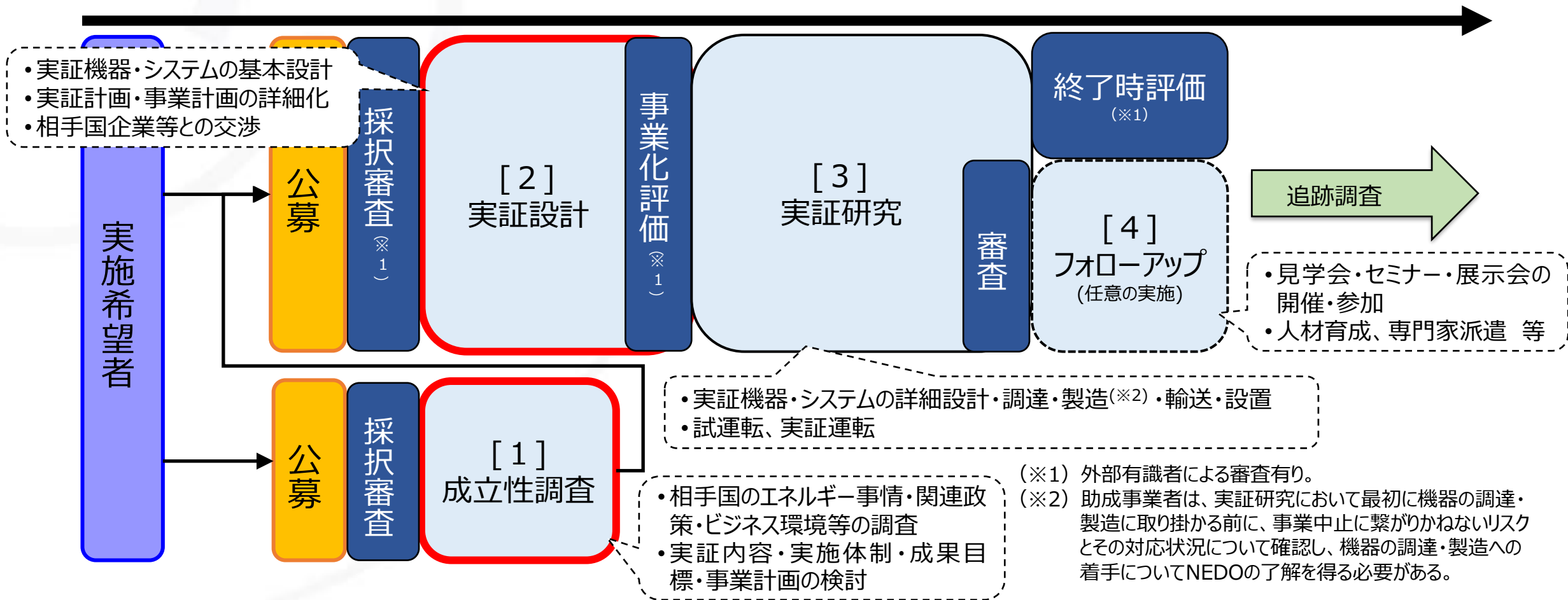
北東アジア (北京)



事業の構成と流れ



進捗・流れ



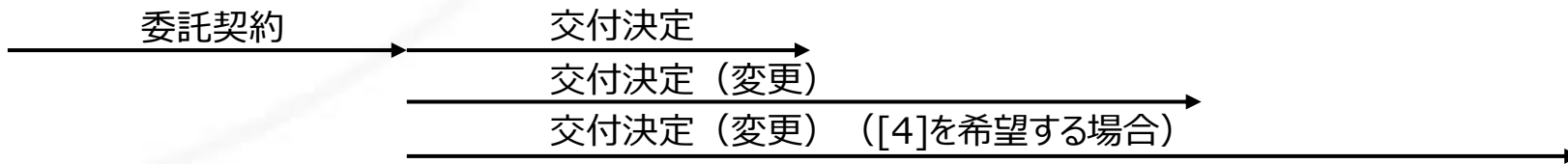


各フェーズの実施形態、予算、期間、対象費用



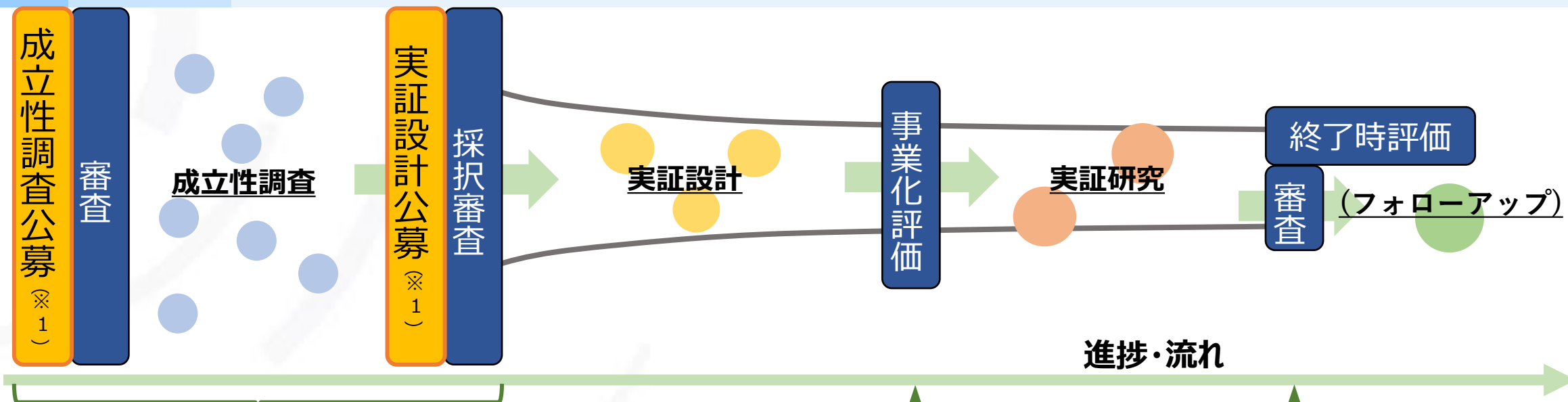
成立性調査は**委託事業**、実証設計・実証研究・フォローアップは**助成事業**として実施。
助成事業の予算規模は事業者負担分を含む1テーマあたりの額。

		[1]成立性調査	[2]実証設計	[3]実証研究	[4]フォローアップ ^o	
期間(原則)		1年以内	1年半以内	3年以内	1年以内	対象費用
予算規模(原則)	委託	2,000万円以内	—	—	—	労務費、その他経費、間接経費、再委託費（原則不可）
	助成	—	4,000万円以内	40億円以内	2,000万円以内	機械装置等費（[3]のみ）、労務費、その他経費、委託費・共同研究費 補助率：大企業1/2、中小・ベンチャー企業2/3





公募から実証研究までの流れ



年2回同時に実施 (※2)

<成立性調査公募>

- 第1回：公募期間：4月上旬～4月下旬頃
審査期間：4月下旬～5月下旬頃
結果通知：6月上旬頃
- 第2回：公募期間：9月下旬～10月中旬頃
審査期間：10月中旬～11月上旬頃
結果通知：11月中旬頃

<実証設計公募>

- 第1回：公募期間：4月上旬～5月中旬頃
審査期間：5月中旬～6月中旬頃
審査委員会：6月下旬頃
結果通知：7月上旬頃
- 第2回：公募期間：9月下旬～10月下旬頃
審査期間：10月下旬～11月下旬頃
審査委員会：12月上旬頃
結果通知：12月中旬頃

実証設計中に実施

終了時評価：実証研究終了後速やかに実施
審査：実証研究中に実施

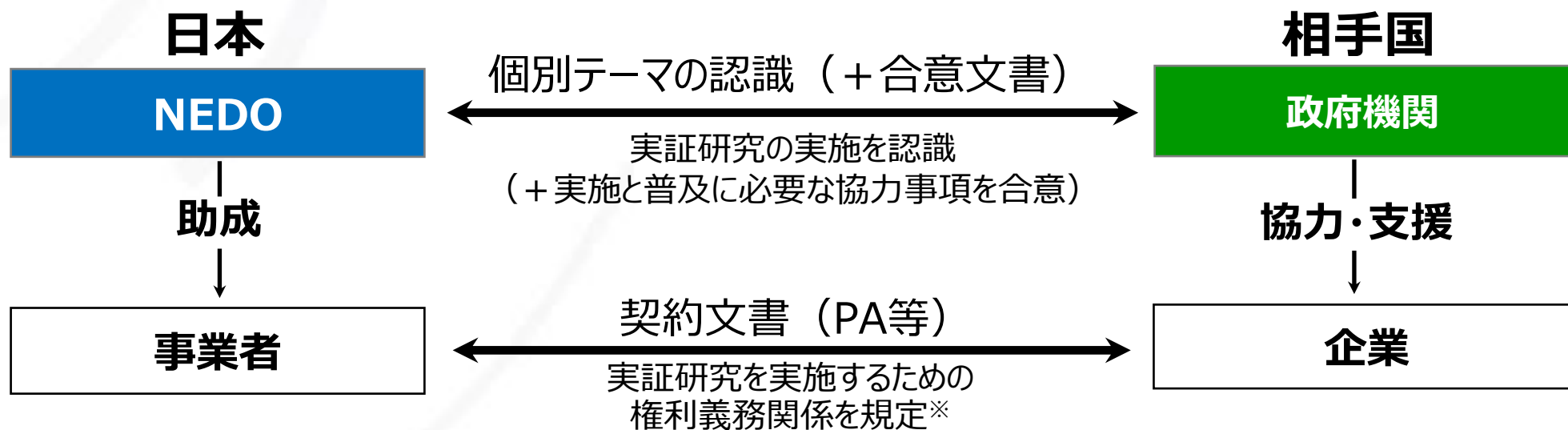
- (※1) 後述の「実証設計への応募の目安」を踏まえて、提案者が成立性調査と実証設計のどちらの公募に応募するかを選択する。
- (※2) 公募開始日は同じだが、〆切日や審査期間等は異なるため注意すること。



- 現地調査や相手国政府機関等へのヒアリングにより**現地のニーズを把握**し、それに応える**技術が提案**されている。
- 提案技術が普及するために乗り越えるべき**技術課題**が示され、その解決に役立つ**実証研究が計画**され、必要な**目標が設定**されている。
- **NEDOの規程**（特に、取得財産の所有と処分制限、収入の控除、収益納付）を考慮した**実施体制が構築**され、資金計画が立てられている。
- 実証の実施に**必要な情報（相手国の法令や税務を含む）**を収集し、それらを**反映した実施体制や実証計画**が作成されている。
- 市場分析、競合分析を踏まえた**ビジネスモデルが構築**され、**普及時の経済的な優位性が定量的に示**されている。



- 助成事業者と相手国企業との間で**契約文書（Project Agreement 等）**を締結することが実証研究を開始するための条件となる。締結できない場合は、たとえ事業化評価で実証研究へ進むことが決まっても、実証研究を開始することはできない。
- NEDOと相手国政府機関との間で必要に応じて**合意文書**を締結し、事業者の活動を支援することが可能。
- 助成事業者とNEDOの関係は、**国際実証研究費助成金交付規程**に基づき規定される。



- 助成事業者は、事業の具体的な方法、手段、手順（相手国企業との調整及びPAの締結、現地における税制対応及び許認可取得、実証機器の製造・輸送・設置、実証運転並びに普及活動を含む）の検討とその実施を主体的に担い、NEDOは、政府予算の適正な執行のために必要な事業の管理、実施方法に係る助言、関連事業の情報提供等を行う他、相手国政府機関に本事業について説明を行う。また、NEDOは相手国政府機関と必要に応じて合意文書を締結し、支援を行う。
- NEDOは、相手国政府機関（締結先候補又は締結先）との協議に最大限努めるが、相手国政府機関に起因する合意文書の締結時期の遅れ若しくは不成立又は合意内容の相手国政府機関による不履行若しくは不遵守について一切責任を負わない。

※必要な規定内容等は「実証設計以降の実施内容及び手続説明」参照

2. 応募要件及び実施項目



対象とする技術・実証研究の要件



- (1) 顕著な**エネルギー消費削減効果・化石燃料代替効果**が期待できる我が国の技術。
- (2) 実証研究の終了後、**国内外市場での普及が期待される技術**であること。
- (3) 提案者が過去に実施した事業と比べて、**技術又はその使用形態に十分な差異**があること（重複の排除）。
- (4) **実用化に向けた技術課題が明確**であること、又は実証を行う**国・地域特有の運用上の課題が明確**であること。
（課題がない製品・設備の導入補助事業ではないが、日本では確立された技術でも、異なる現地環境下での運用に技術的リスクがあるものは対象）。

なお、「新規性」は必須ではない。

- (5) 右の対象技術分野のいずれかに当てはまるもの。

対象技術分野

① 水素・アンモニア

水素関連技術（水素製造、水素貯蔵・輸送・供給、水素利用）、燃料電池技術、アンモニア技術（製造、利用（「サーキュラーエコノミー分野」に該当するものを除く））

② 再生可能エネルギー

再生可能エネルギー技術（太陽光発電、風力・海洋発電、地熱発電、バイオマス燃料変換・利用、再生可能エネルギー熱）、系統連系技術、再生可能エネルギーを有効に活用するシステム技術

③ サークュラーエコノミー

次世代火力関連技術（アンモニア利用を含む）、CCU技術、CCS技術、CO₂分離/回収技術、3R技術、水関連技術

④ 半導体・情報インフラ

半導体技術、情報インフラ技術

⑤ AI・ロボット

人工知能技術、ロボット技術、量子コンピューティング技術

⑥ バイオテクノロジー・材料

バイオベース素材、生物機能活用物質生産、構造材料（自動車・航空機用途を除く）、機能性材料、希少資源削減・代替、金属3Dプリンタ造形

⑦ 自動車・蓄電池

自動車関連技術、蓄電池関連技術

⑧ 航空機・宇宙

航空機技術、宇宙関連技術

⑨ 省エネルギー

省エネルギー技術（上記分野のいずれにもあてはまらないもの。原則、大幅なエネルギー使用量削減が見込まれる技術を指し、非化石エネルギーへの置き換えを含まない。）

※いずれの技術分野においても、化石燃料の消費削減や脱炭素化に資することが必須



- 対象国・地域は本邦域外におけるすべての国・地域。
- ただし、外務省海外安全情報の危険情報（感染症危険情報は含まない）において、レベル2（不要不急の渡航は止めてください）以上に指定されている国・地域は除く。

[ホーム](#) [海外安全情報](#) [海外旅行](#) [海外出張／ビジネス](#) [海外留学／海外修学旅行](#) [海外生活](#)

危険情報

感染症危険情報

国・地域別の海外安全情報

地図をクリックしてください

海外安全情報とは？

国・地域名が表示されます。

+

-

国・地域名からの検索

検索

危険レベル

レベル1 十分注意してください。

レベル2 不要不急の渡航は止めてください。

レベル3 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)

レベル4 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)

危険情報一覧

必ず登録を！

最新の海外安全情報をメールでお届けします。

緊急時の連絡、安否確認、支援などが受けられます。

3ヶ月未満の渡航

たびレジ

3ヶ月以上の渡航

オンライン在留届



提案者の要件（成立性調査）



- 提案者は公募要領に示された応募要件を満たす、単独又は複数の企業等であること。
- 複数で提案する場合は、提案者を代表してNEDOとの連絡調整をする幹事提案者を定めるとともに、各提案者の責任と役割を明確にすること。
- 再委託・共同実施は原則不可。

<要件>

- ① 当該技術又は関連技術についての調査／事業実績を有し、かつ、調査／事業目標の達成及び調査／事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。なお、当該技術を有する事業者を必ず提案者又は共同提案者として体制に含めること。
- ② 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金等について十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- ③ N E D Oが調査を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- ④ 日本法人（登記法人）であること。または、後述の「外国法人の提案要件」の4つの要件全てを満たす外国法人であること。
- ⑤ 提案者（提案者が複数の場合は少なくとも1者）が、以下の2点を満たすこと。
 - I. 「実証研究」に必要な技術を有すること。
 - II. 「実証研究」に係る実証の構想を有すること。
- ⑥ 複数の企業等が共同して提案する場合は、実証に向けた各企業間の責任と役割が明確になっていること。
- ⑦ 公募予告期間中に対象となる応募相談を実施していること。



提案者の要件（実証設計）



- 提案者は公募要領に示された応募要件を満たす、単独又は複数の企業等であること。
- 複数で提案する場合は、提案者を代表してNEDOとの連絡調整をする幹事提案者を定めるとともに、各提案者の責任と役割を明確にすること。

<要件>

- ① 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。なお、複数者で申請する場合、いずれかの者が当該技術を有していれば可。
- ② 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ③ 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ④ 当該助成事業者が遂行する助成事業が、「国際実証研究費助成金交付規程」第3条第1項の技術開発課題を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- ⑤ 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- ⑥ 本事業は、助成事業者が対象国の相手国企業と共同で実施する事業であり、実証研究の実施に当たっては両者が業務及び費用を分担して行うため、事業全体及び相手国企業による分担業務の遂行について助成事業者が責任を持つこと。また、助成事業者は、本事業を共同で実施する対象国の相手国企業と実証研究に向けた基本的な合意ができていることを示すサポートレターを提出すること。
- ⑦ 日本法人（登記法人）であること。または、後述の「外国法人の提案要件」の4つの要件全てを満たす外国法人であり、かつ交付申請時に「国際実証研究費助成金に係る確約書」を提出すること。
- ⑧ 公募予告期間中に対象となる応募相談を実施していること



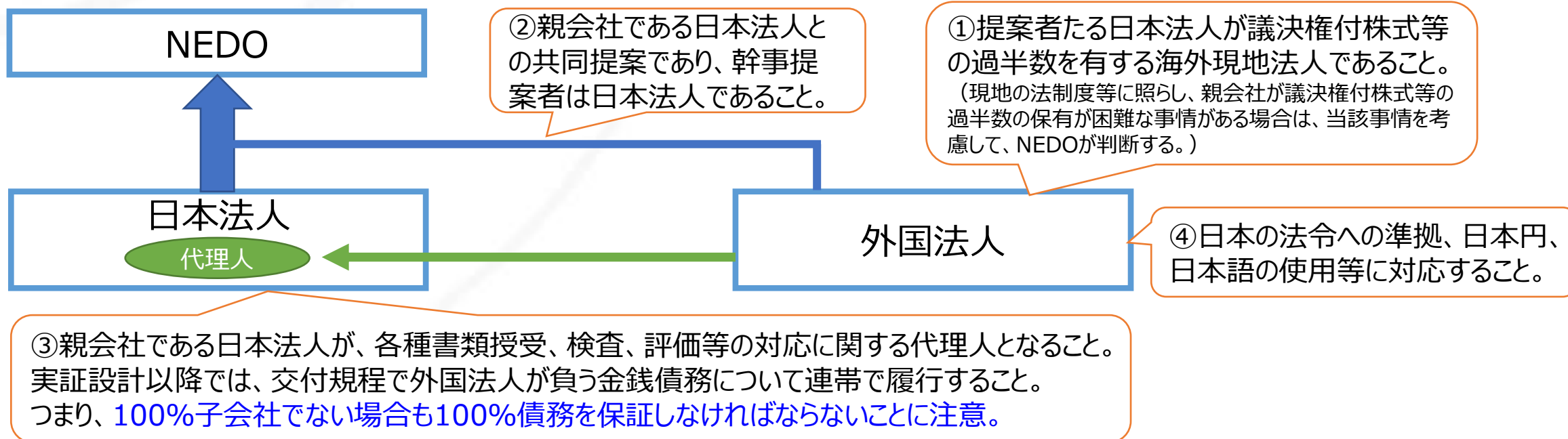
外国法人の提案要件



- 国費を使うため提案者は日本法人（登記法人）としているが、現地で実証研究やビジネス展開のためには海外現地法人との連携が重要であることから、①から④の4つの要件全てを満たす場合は、海外現地法人も共同提案者として提案することができる※。
- ①を示す書類を応募時に提出すること。
- ③④等をNEDOに約束するため、実証設計以降においては、交付申請時に当該海外現地法人は親会社と連名で「国際実証研究費助成金に係る確約書」の提出すること。

※再委託先（成立性調査）または委託・共同研究先（実証設計及び実証研究）、もしくは外注先として、外国法人を実施体制に組み込んで提案する場合は本要件は不要。

【外国法人の提案要件①～④】





1) 対象技術の妥当性検討

- ① 対象技術の必要性調査
- ② 対象技術の有効性調査

2) 実証研究計画の作成

- ① 相手国企業・実証サイト
- ② 実施体制
- ③ 実証研究等のスケジュール
- ④ 実証研究等に関わる所要額
- ⑤ 実証研究実施中及び終了後の実証設備

3) 実証研究で目指す成果目標

4) 実証研究の実施に必要な手続

5) 実証研究期間中のリスク管理

6) 対象技術の普及可能性

- ① 事業環境・事業戦略
- ② 事業体制
- ③ 事業の収益性
- ④ 目指す普及の姿

※詳細は別途「成立性調査共通仕様書」をご参照ください。



- ①実証研究で導入する施設・設備の基本設計
- ②実証研究等の計画詳細化
 - 1) 実証研究等のスケジュールの確定
 - 2) 実証研究等に関わる所要額の積算
 - 3) 実証研究の実施中及び終了後における実証設備の取扱いの明確化
 - 4) 相手国企業との間で締結する契約文書（PA等）の調整・合意
 - 5) 実施サイトにおける原油削減効果・温室効果ガス排出削減効果の確認
- ③実証研究で目指す成果目標の確認
- ④実証研究の実施に必要な手続きの検討
- ⑤実証研究期間中のリスク管理の具体化
- ⑥適用技術の普及可能性（経済性評価）の詳細化

※詳細は別途「実証設計以降の実施内容及び手続説明」をご参照ください。

3. 応募方法



提出期限及び提出先（成立性調査）



【提出期限】

2025年11月4日（火）正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDOホームページでお知らせいたします。

※期限までにアップロードが完了しなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備がある場合は審査対象になりませんので各書類の説明を熟読の上、作成してください。なお、提案書のフォーマットは変更しないでください。

【提出先】

Web入力フォーム：<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/pag3toqux9e1>

【提出方法】

提出先のWeb入力フォームの①～⑰を入力し、⑱をアップロードしてください。⑱でアップロードするファイルは公募要領の指示に従ってアップロードしてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip等）にはパスワードは付けないでください。



提出書類（成立性調査）



別添1・2：事業概要書・提案書→PDF形式［1ファイル］

※別添1：事業概要書と別添2：提案書を1つのPDFファイルに統合。

別添1：事業概要書→パワーポイント形式［1ファイル］

別添3：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況→PDF形式［1ファイル］

※共同提案の場合は、幹事提案者がまとめて作成。

※認定の事実がある場合は、提案者毎に認定証書のコピーも提出。

別添4：NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票→PDF形式［提案者毎に提出］

※対応するエビデンスも提出。

会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）→PDF形式［提案者毎に提出］

※NEDOと過去1年以内に契約がある場合は不要。

直近の事業報告書→PDF形式［提案者毎に提出］

直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）→PDF形式［提案者毎に提出］

※原則円単位。連結決算の場合は連結のもの。**3年分の財務諸表を提案者単位でまとめて1つのPDFファイルにすること。**

親会社が議決権付株式等の過半数を所有することを示す文書（提案者に外国法人が含まれる場合）→PDF形式［該当提案者毎に提出］

NEDOが提示した契約書（案）に対する疑義の内容を示す文書→PDF形式［1ファイル］

※提案者において、疑義がある場合のみ提出。

※調査委託契約標準契約書：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2025_3yakkan_chousa.html



提出期限及び提出先（実証設計）



【提出期限】

2025年11月13日（木）正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDOホームページでお知らせいたします。

※期限までにアップロードが完了しなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備がある場合は審査対象になりませんので各書類の説明を熟読の上、作成してください。なお、提案書のフォーマットは変更しないでください。

【提出先】

Web入力フォーム：<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/rpd1erqjj8ur>

【提出方法】

提出先のWeb入力フォームの①～⑳を入力し、㉑をアップロードしてください。㉑でアップロードするファイルは公募要領の指示に従ってアップロードしてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip等）にはパスワードは付けないでください。



提出書類（実証設計）



別添1・2：事業概要書・提案書→PDF形式〔1ファイル〕

※別添1：事業概要書と別添2：提案書を1つのPDFファイルに統合。

別添1：事業概要書→パワーポイント形式〔1ファイル〕

別添3：申請者情報→PDF形式〔1ファイル〕

別添4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況→PDF形式〔1ファイル〕

※共同提案の場合は、幹事提案者がまとめて作成。

※認定の事実がある場合は、提案者毎に認定証書のコピーも提出。

別添5：事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）→PDF形式〔1ファイル〕

※共同提案の場合は幹事提案者のみ提出。

別添6：経済性評価関連資料→エクセル形式〔1ファイル〕

別添7：質問票→エクセル形式〔1ファイル〕

別添8：相手国企業からのサポートレター→PDF形式〔1ファイル〕

※本事業を共同で実施する対象国の相手国企業と実証研究に向けた基本的な合意ができていることを示す文書。様式不問。

直近の事業報告書→PDF形式〔提案者毎に提出〕

直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む）、株主（社員）資本等変動計算書）→PDF形式〔提案者毎に提出〕

※原則円単位。連結決算の場合は連結のもの。**3年分の財務諸表を提案者単位でまとめて1つのPDFファイルにすること。**

親会社が議決権付株式等の過半数を所有することを示す文書（提案者に外国法人が含まれる場合）→PDF形式〔該当提案者毎に提出〕



- ・ 提出書類は日本語で作成してください。
- ・ 「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・ **提出書類に不備があり、再提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。**
- ・ 無効となった提出書類は、NEDOで破棄させていただきます。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合は、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 提出時に受付番号を付与します。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- ・ 同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 提出された提案書を事務局にて内容確認後、書類の不備等なく受理した際に幹事提案者連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

4. 採択先の選定



- ・ 後述の審査基準に基づき、受理した提案をNEDOが審査します。
- ・ 審査は、受理した提案書類、添付資料等に基づいて行いますが、提案者に対して必要に応じてヒアリング又は資料の追加等をお願いする場合があります。
- ・ 委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。



- 外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- 外部有識者による採択審査委員会では、書面による一次審査と、ヒアリングによる二次審査をそれぞれ行います。
- 採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。
- 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。
- 必要に応じて資料の追加、代表者面談等をお願いする場合があります。
- 採択審査委員会では、審査委員の前で発表（一つの提案に対し15分間程度を想定）と質疑応答をお願いします。複数の企業等が共同で提案する場合は、原則、全ての提案者に出席していただきますので、日程の調整にご協力ください。また、原則提案の研究開発責任者の出席をお願いいたします。
- 一次審査の結果によっては、二次審査なしで採否を決定する場合もございます。
- 採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられないのであらかじめご了承ください。

審査基準（成立性調査、実証設計共通）



項目	
要件審査	対象技術の適格性
	公的資金投入の意義
	重複
	提案者の財務状況
ワーク・ライフ・バランス等推進状況※	
賃上げ実施企業への優遇（実証設計のみ）※	
対象技術の妥当性	対象国の適切性
	相手国・日本の政策との整合性
	対象技術の有効性
	実証要素の適切性

項目	
実証計画の妥当性	実施体制の適切性
	実施サイトの適切性
	成果目標の具体性及び適切性
	必要な手続の網羅性
	予算の適切性
	リスクとその対策の適切性
対象技術の普及性	事業戦略
	事業収益性

基本的な項目は同じだが、それぞれ重視するポイントが違う。

※加点要素

5. スケジュール等



今後のスケジュール（成立性調査）



2025年

- | | | |
|------------|---|--------------------|
| 10月14日（火） | : | 公募開始 |
| 10月17日（金） | : | 公募説明会（オンライン開催） |
| 11月4日（火） | : | 公募〆切 |
| 12月中旬頃（予定） | : | 採択先決定、NEDOウェブサイト公表 |
| 翌年2月頃（予定） | : | 契約締結 |



今後のスケジュール（実証設計）



2025年

- | | | |
|---------------|---|---------------------|
| 10月14日（火） | : | 公募開始 |
| 10月17日（金） | : | 公募説明会（オンライン開催） |
| 11月13日（木） | : | 公募〆切 |
| 12月～翌年1月頃（予定） | : | 採択審査委員会（外部有識者による審査） |
| 1月中旬（予定） | : | 契約・助成審査委員会 |
| 1月下旬（予定） | : | 採択先決定、NEDOウェブサイト公表 |
| 3月頃（予定） | : | 交付決定 |



本公募の内容に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、
成立性調査については10月28日（火）まで、実証設計については11月6日（木）ま
でに限り、以下の問い合わせ先のE-mailで受け付けます。ただし、提案内容及び審査の
経過等に関するお問い合わせには応じられません。

<問い合わせ先>

NEDO事業統括部 国際1課

E-mail: kokusaijissyou@ml.nedo.go.jp

6. 補足

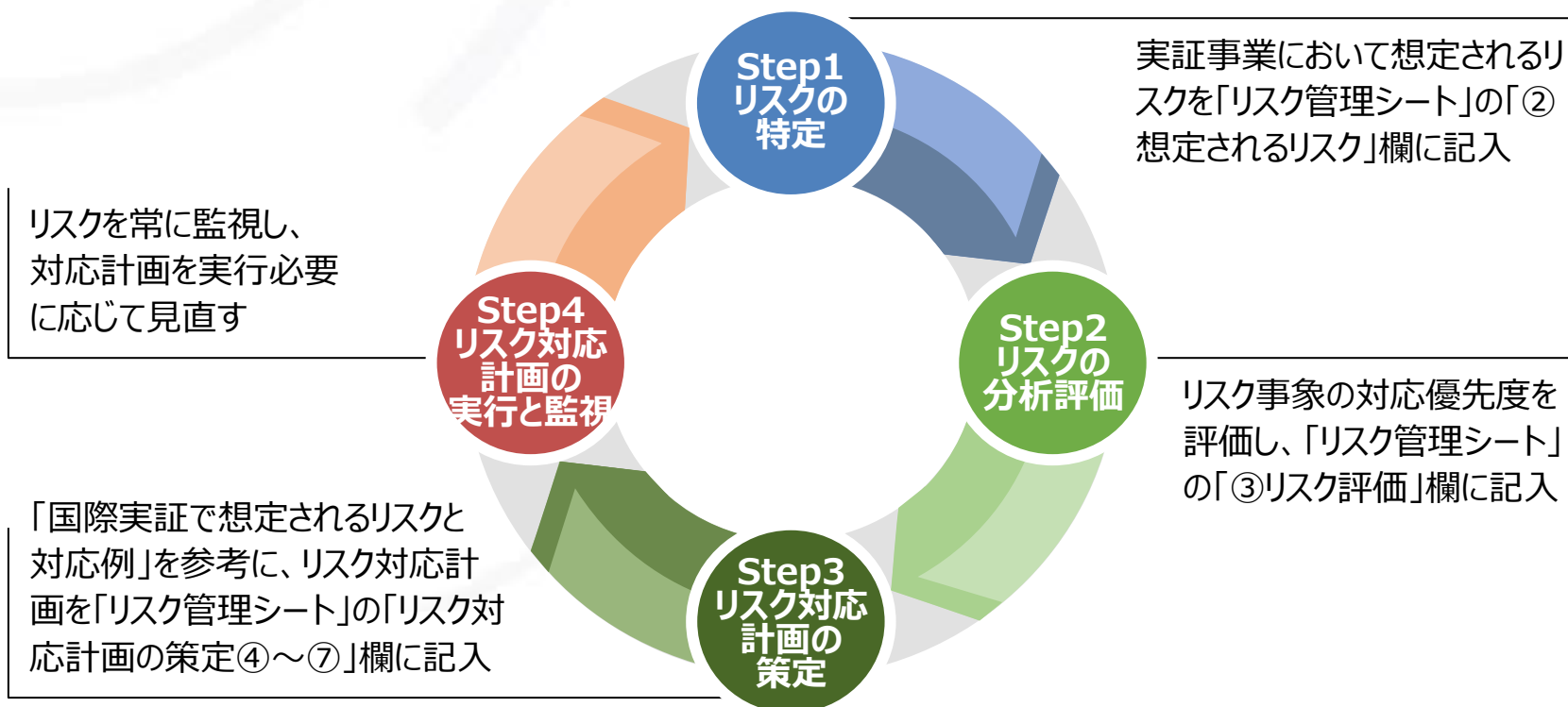


国際実証におけるリスクマネジメント 1/2



- 国際実証は、日本と異なる法律、商慣習、言語、文化の中で事業を行うため、国内の研究開発にはないリスクを多く抱える。
- NEDOはこれまでの経験を元に、事業者がこれらのリスクを適切に対処するための参考資料としてリスクマネジメントガイドラインをまとめた。
- 採択された事業者は、次頁に示す各項目について、Step1から4までをリスク管理シートに記載し、実証のリスクマネジメントに活用していただくとともに、同シートはステージゲート審査と事業化評価の審査対象資料の一つとして提出する。

参考：<https://www.nedo.go.jp/content/100972493.pdf>





国際実証におけるリスクマネジメント 2/2





取得財産の処分制限



参照：課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアル の「XIII.助成事業終了後の手続き等」の「1.処分制限財産の処分」

- 1) 助成事業で取得した機械装置等（取得財産）の所有権は、助成事業者に帰属。
- 2) 補助金適正化法に基づき、助成事業者は助成期間終了後も、
 - ① **取得価格が単価50万円以上（消費税抜）の財産**について、
 - ② **耐用年数期間(※)内**に処分（助成金の交付目的に沿って使用（＝目的内使用）しなくなる）することをする際にはNEDOの承認が必要であり、
 - ③ 当該期間は毎年度「取得財産等の使用・管理状況報告書」をNEDOに提出する（国際実証研究費助成金交付規程第15条5項）。

（※）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において、耐用年数を「処分制限期間」と読み替えて適用する。助成事業者は、処分制限期間設定時の使用用途を助成先の固定資産台帳等と整合させなければならない。

（例）

（参考）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表

別表第1：「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」（建物、建物附属設備、構築物、車両及び運搬具、等）

別表第2：「機械及び装置の耐用年数表」（鉄鋼業用設備、電気業用設備、ガス業用設備、熱供給業用設備、通信業用設備等）

別表第3：「無形減価償却資産の耐用年数表」（ダム使用権、特許権、熱供給施設利用権、等）

別表第4：「生物の耐用年数表」（牛、馬、豚等）

別表第5：「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」（構築物、機械及び装置）

別表第6：「開発研究用減価償却資産の耐用年数表」（建物および建物附属設備、構築物、機械及び装置、ソフトウェア等）

「建物附属設備」の「電気設備」の「蓄電池電源設備」は6年

「電気業用設備」の「内燃力又はガスタービン発電設備」は15年

「機械及び装置」の「その他のもの」は4年

必ず最新版で確認のこと。



取得財産の処分制限（目的内使用と目的外使用） 1/2

<重要>

※本事業の交付目的は研究開発です。

- 助成期間終了後であっても、取得財産の処分制限期間（＝耐用年数期間）が満了するまでの間、助成事業者は当該取得財産を助成金の交付目的※に沿って使用する必要がある。
- 助成事業者が処分制限期間内に取得財産の処分（譲渡、交換、貸付け、担保、商用利用など）を希望する場合には、事前にNEDOの承認を得る必要がある。
- 助成金の交付目的に反した処分の場合は目的外使用として、一定の額をNEDOに返納する必要がある。

= 目的内使用

= 目的外使用

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

（財産の処分の制限）

第二十二條 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

※「各省各庁の長」は「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と読み替える。

補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html

※「大臣」は「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と読み替える。



取得財産の処分制限（目的内使用と目的外使用） 2 / 2



処分制限期間（耐用年数期間）内に想定される取得財産の使用方法（NEDO事業終了後）の例

財産の保有者（所有権）			実証を継続するために使用※1		任意の使用	
事業の交付目的発です。	自ら使用		目的内使用 →財産処分に当たらず返納不要。 （ただし、実証研究中に使用していなかった相手に無償貸付を行う場合は、以下の財産処分の扱いと同様とし、再処分条件※2を付した上で、納付条件を付さない。）		目的外使用で財産処分とみなす →残存簿価相当額×助成割合※4で返納	
	助成事業者	相手国企業に貸付			無償	目的外使用で財産処分とみなす →残存簿価相当額×助成割合で返納
有償			目的外使用で財産処分とみなす →貸付額※5×助成割合で返納			
相手国企業	有償譲渡		目的外使用で財産処分とみなす →実証を継続するために使用するとNEDOの承認を受けた場合は、再処分条件※2を付した上で、財産処分の納付条件を付さない※3。なお、助成事業者は、貸付・譲渡後も、交付規程第15条及び第16条を遵守すること。		目的外使用で財産処分とみなす →譲渡額※5×助成割合で返納	
	無償譲渡				目的外使用で財産処分とみなす →残存簿価相当額×助成割合で返納	

注：本事業の交付目的は研究開発です。

- ※1 実証研究と同様の目的で取得財産を使用する場合、それをNEDOが認めた場合は、その過程における収入の有無を問わず継続使用とみなす。
- ※2 処分制限期間中に再び財産処分を行う場合には、交付規程に基づきNEDOの承認を得ること。
- ※3 財産処分の納付条件とは、助成事業者が処分制限財産を処分しようとする場合に、NEDOの承認を予め得た上で、当該財産の残存簿価相当額若しくは譲渡額又は貸付額に助成割合を乗じた金額をNEDOに納付すること。なお、有償貸付け・譲渡による収入は、別途収益納付の算定対象となる。
- ※4 経費発生調書から次のとおり算出する。 助成割合 =
$$\frac{\{ \text{（助成対象費用欄【e】の助成金額）} - \text{（助成対象費用欄【e】のIV-2学術機関等共同研究費）} \} \text{の各年度累積額}}{\{ \text{（当年度発生額合計欄【b】の総計B）} - \text{（当年度発生額合計欄【b】のIV-2学術機関等共同研究費）} \} \text{の各年度累積額}}$$
- ※5 残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、合理的な理由があると認められない時は、残存簿価相当額又は鑑定評価額。



収益納付 1/2



参照：課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアル の「XIII.助成事業終了後の手続き等」の「2.企業化状況報告・収益納付」

- 助成事業者は、助成事業終了の翌年度以降 5 年間、「企業化状況報告書」をNEDOへ提出する必要がある。
- 本報告書により、助成事業者が助成事業に基づく収益があったとNEDOが認めた場合には、助成事業者は、NEDOの求めに応じ、収益の一部を納付する。ただし、助成金の確定額が上限。

1. 算出式

$$\bullet \text{収益納付額} = \text{「助成事業に係る当該年度収益額」} \times \text{「助成金寄与度」}$$

※1 「助成事業に係る当該年度収益額」= 営業利益 × (助成事業対象部分売上/売上高)

←算定に当たって根拠となる資料（助成事業に係る売上明細、損益計算書、その他算定に必要な資料）を添付。助成事業に係る収益を含む最小単位の損益計算書から算出。

例えば、当該プロジェクト、事業部門、地域単位、等。

※2 「助成金寄与度」= (助成金確定額の1/5) / 各年度に要したコスト (注1)

(注1) (事業終了後の各年度の売上原価・販管費) × (助成事業対象部分売上/売上高) + 助成期間中の自己負担額の1/5 + 助成金確定額の1/5。

←上記(単年度生産ベース)が基本だが、累積投資ベース(助成金確定額/助成対象費用(注2))も可。

(注2) 助成期間の助成対象費用に助成期間終了後における追加投資費用を毎年度加算。追加投資費用についてはエビデンスを求める。



- **収益額が少額の場合：**助成事業に係る当該年度収益額が、収益納付期間単年度換算をした助成金確定額の1%に満たない場合は、その年度は収益納付対象外とする。
- **中小企業の特例：**助成先がNEDO助成事業における中小企業の定義に該当し、企業化状況報告書の対象年度に赤字（営業利益、経常利益、純利益のいずれかが、単体決算で赤字の場合）を計上した場合には対象年度の収益納付を免除できることとする。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

（補助金等の交付の条件）

第七条

（略）

- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

※「各省各庁の長」は「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と読み替える。



取得財産の処分制限、収益納付及び助成事業期間の関係



- 取得財産の処分制限期間（取得日から耐用年数）、収益納付対象期間（事業終了の翌年度以降5年間）及び助成事業期間の関係は以下のとおり。＜処分制限＞と＜収益納付＞は、原則、別ラインで動いている！例えば、収益納付対象期間に取得財産を譲渡しても、収益納付期間は5年間継続する。
- 唯一関係するのは、処分で生じた国庫返納額がある場合、その額が収益納付の上限額から減額されること。

